

旧吉野小学校学校跡地利活用事業者選定委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉野町まちづくり基本条例（平成27年吉野町条例第1号）第10条の規定に基づき、旧吉野小学校学校跡地利活用事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 委員会の傍聴人の定員は、10名とする。ただし、委員長は会場の規模に応じて、定員を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、会場入口の受付において、委員会傍聴受付簿（別紙様式）に必要事項を記入するものとする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順により決定する。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者。
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者。
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、のぼりの類を携帯している者。
 - (4) ハチマキ、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者。
 - (5) 笛、太鼓、ラッパその他の楽器の類を携帯している者。
 - (6) 異様な服装をしている者。
 - (7) ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者。（委員長の許可を得た者を除く。）
 - (8) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者。
- 2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないものとする。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等委員会の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) ハチマキ、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (6) 写真、映画等を撮影し、または録音等をしないこと。
- (7) 委員会を公開しないこととする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

ならない。

- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、または委員会の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は委員会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月28日から施行し、旧吉野小学校学校跡地利活用事業を実施する民間事業者が決定の日をもってその効力を失う。

別紙様式（第 3 条関係）

旧吉野小学校学校跡地利活用事業者選定委員会傍聴受付簿

開催日： 年 月 日 時～

No.	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		